

「地域の一員として島で暮らし続ける」を支える
伊是名村社会福祉協議会

伊是名村社会福祉協議会（以下、「村社協」という）では、昨年10月より就労継続支援B型事業を開始した。人口1,500名余の小さな離島には障害者への支援サービスがなく、島で暮らす障害者の居場所づくりが課題であった。

事業開始に向けた取り組み

平成20年4月、村精神保健福祉連絡協議会において、障害者の居場所づくりが課題であるとし、これまでデイケアの一環として行っていた畑作業を拡大。平成22年度からは、村社協で実施している障害者地域生活支援事業で村の観光振興課より村内公共施設のトイレ



清掃業務の委託を受け、就労機会の拡大を図った。村社協としては、利用者の拡大を目指す。

し、地域活動支援センターの開設を模索するが、村との協議により就労継続支援B型事業を選択し、事業を開始することとなった。

「すまいる」の実施とその効果

職員5名体制のもと、就労継続支援B型事業「福祉サービス事業所すまいる」では、現在30代から60代の8名の利用者が清掃活動や農園活動、生産活動を行っている。取材時、かぼちゃの収穫作業を行っていた利用者の一人は「作業は疲れるけれど、仕事だと思っただけ」と話し、一つずつ丁寧にヘタを取っていた。就労支援が明確なB型事業を実施したことで、利用者の仕事に対する意識も高まり、また、働いて工賃を得ることで、利用者自身も社会の一員として対等であるという自信につながっているのではないかと。

小さな島だが、障害者への支援をとおして彼らと社会との接点を作っていくかなければ、彼らは家に閉じこもり、その存在さえも見えなくなってしまうかねない。

専門的な知識を持った人材の確保や厳しい財政状況など、事業実施の課題は多いが、障害があっても、地域の一員として島で暮らし続けていくことを就労継続支援B型事業をとおして村社協が支えている。

全社協

保育所のためのしせつの損害補償

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索 保険料試算ができます

有利な補償と割安な保険料です

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している認可保育所です。

プラン1 保育所業務のための補償

- ①基本補償 □□□□
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- ②個人情報漏えい対応補償
- ③保育所の什器・備品損害補償

必要な補償を3つのプランでご用意しました

プラン2 保育所利用者のための補償

- ②園児の傷害事故補償 □□□□
- 地域子育て支援拠点事業等参加者傷害事故補償
- ③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 保育所職員のための補償

- ①保育所の労災上乗せ補償
- ②保育所職員の傷害事故補償
- ③保育所職員の感染症罹患事故補償

プラン1ー①		補償額	年額保険料	
賠償事故に対応 おの各補償 見舞い等	対人賠償(1名・1事故)	1億・7億円	園児1～50人	17,300～22,700円
	対物賠償(1事故)	1,000万円	園児51～100人	23,900～29,300円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	園児101人～150人	30,500～35,300円
	うち 現金補償限度額(期間中)	20万円	加入例	
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	園児50人	保険料22,700円
初期対応費用(期間中)		500万円	園児100人	保険料29,300円
見舞費用(期間中)		10万円		

プラン2ー②		補償額(1口あたり)	年間保険料	
死亡保険金		103万円	1名/1口あたり	530円
後遺障害保険金		程度に応じて死亡保険金額の3～100%	加入例(1口加入)	
入院保険金(1日あたり)		800円	園児60人	31,800円
手術保険金		8,000円・16,000円・32,000円	園児80人	42,400円
通院保険金(1日あたり)		500円	園児100人	53,000円

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「財産総合保険」です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉 株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763